

令和 年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

### 志摩市奨学金返済支援補助金交付 事前確認書

志摩市奨学金返済支援補助金交付要綱の規定に基づく、補助金の交付を受けたいので、事前に確認書を提出します。なお、下記に掲げる要件を全て満たしていることを確認します。

(□内に✓を付けてください)

#### 記

- 1. 補助金の交付の対象となる奨学金は、以下のいずれかに該当するものである。
  - ① 日本学生支援機構 第一種奨学金
  - ② 日本学生支援機構 第二種奨学金
  - ③ 地方公共団体が運営する奨学金
  - ④ 志摩市奨学金
- 2. 国家公務員又は地方公務員（準ずる者を含む）でない。
- 3. 奨学金の貸与を受けて大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業した。
- 4. 申請年度において 30 歳以下である。
- 5. 奨学金（返済猶予期間に係る奨学金を除く）を滞納なく返済している。
- 6. 申請日の属する年の前年の 4 月 1 日から申請日まで引き続き本市に住民登録があり、現に居住している者。ただし、前年の新規卒業者にあっては同年の 5 月 1 日までに住民登録をした者である。
- 7. 転勤等の一時的な居住でない者
- 8. 市内に住民登録のある者との結婚による転入でない者
- 9. 市税の滞納をしていない。

※申請の際に、本事前確認書を総合政策課へ提出し確認を受けてください。

※上記の申請内容に虚偽、その他の不正行為があった場合は、志摩市奨学金返済支援補助金交付要綱の第 10 条に基づき、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。